



令和5年度

三次市介護事業所人材育成等支援事業

三次市では、介護人材のスキルアップと確保及び定着を図るため、介護職員研修を修了し介護事業所などで就労している方、研修を行う介護事業所を支援し、費用の一部を補助します。

資格取得支援



対象研修

介護職員
初任者研修

介護職員
実務者研修

介護支援
専門員実務研修
(実務未経験者
の更新含)

認知症介護
実践者研修

補助
対象者

- ・市内に住所を有する方で市内の介護事業所などで介護職員として就労している者。
※上記対象者が就労している法人が全額負担している場合は法人へ交付します。
- ・介護事業所などにおいて3か月継続就労している者。
- ・申請時において、補助対象者本人が市税・料を滞納していない者。
- ・申請時において、研修を修了した日の翌日から起算して2年以内である者。

上記のいずれにも該当する方

補助金額

介護職員研修に係る受講費用（受講料、実習費、テキスト代）及び受験手数料を合わせた額の2分の1以内（千円未満切捨て）。

※ただし、他の機関などからその研修の費用について補助金などを受けている場合は、受けた補助金などの額を受講費用から除く。 【上限】50,000円

提出書類

- ① 三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付申請書
- ② 研修を修了したことを証明する書類の写し
- ③ 就労先の証明を受けた就労証明書
- ④ 研修の受講費用の領収書（原本）
- ⑤ 他の機関などからその研修の費用について補助金などを受けている場合は、受けた補助金などの額が確認できる書類

裏面あり

事業所感染症対策等研修支援



対象研修

三次市が指定している市内の介護事業所などが職員を対象に実施する研修。
※他の法人・事業所と合同で実施する場合も含む。

対象研修 内容

感染症予防対策や災害時の非常時対応
等、業務継続に向けた研修。

対象となる 介護事業所 など

介護保険法に規定する指定事業所、施設

補助金額

研修に係る講師謝金及び教材費。

※ただし、他の機関などからその研修の費用について補助を受けている場合は、受けた補助金などの額を研修費用から除く。

【上限】1研修 30,000円

提出書類

- ① 三次市介護事業所人材育成等支援事業補助金交付申請書（介護事業所等研修分）
- ② 研修内容が確認できる資料
- ③ 研修費用の領収書（原本）

※①の提出書類の様式は、高齢者福祉課介護保険係・各支所の窓口、市のホームページにあります。

※なお、補助交付金額が予算額に達した場合、年度途中で補助金の交付を終了する場合があります。

また、詳しい内容は三次市ホームページをご覧になれるか、三次市高齢者福祉課介護保険係にお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

電話 0824-62-6387 FAX 0824-62-6285

※各支所でも可。

